

第 8 8 号議案

足立区生活環境の保全に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区生活環境の保全に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、区内における土地・建築物の適切な利用や管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 区内において土地又は建築物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 不良な状態 適正な管理がされていない廃棄物、繁茂した雑草又は樹木により、土地又は建築物の周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼし、又はそのおそれがある状態をいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、所有者等が行う、生活環境を保全し不良な状態を改善するための活動の支援に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第 4 条 所有者等は、自己が所有し、占有し、若しくは管理する土地又

は建築物（以下「土地等」という。）を不良な状態にしてはならない。

- 2 所有者等は、相互に協力して、良好な生活環境を保全するための活動に自主的に取り組むよう努めなければならない。
- 3 所有者等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（調査）

第5条 区長は、土地等が不良な状態にあると認めるときは、職員をして土地等に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問をさせることができる。

- 2 前項の規定に基づく立入調査を行う職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 区長は、必要があると認める場合は、所有者等について、この条例の施行に必要な調査を行うことができる。

（指導又は勧告）

第6条 区長は、第4条第1項の規定に違反し、土地等が不良な状態にあると認めるときは、所有者等に対して、不良な状態を解消するための指導をすることができる。

- 2 区長は、前項の指導をしたにもかかわらず、第4条第1項の規定に違反し、土地等が不良な状態にあると認めるときは、所有者等に対して、不良な状態を解消するための措置をとるべきことを期限を定めて勧告することができる。

（命令）

第7条 区長は、前条第2項の規定による勧告をしたにもかかわらず、土地等が不良な状態にあると認めるときは、期限を定めて不良な状態を解消するための措置を命ずることができる。

- 2 区長は、前項の規定により命令を行うときは、事前に第12条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

(公表)

第 8 条 区長は、前条第 1 項に規定する命令を受けた者（以下「義務者」という。）が、正当な理由なくその命令に従わないときは、規則で定める事項を公表することができる。

(代執行)

第 9 条 区長は、義務者が正当な理由なくその命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

2 区長は、前項の規定により代執行を行うときは、事前に第 12 条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(委託)

第 10 条 所有者等は、不良な状態の解消を区長に委託することができる。

(支援)

第 11 条 区長は、所有者等が自ら不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、支援を行うことができる。

2 区長は、前項の規定により支援を行うときは、事前に次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(審議会)

第 12 条 土地等の状態及び対応方針について審議するため、区長の附属機関として足立区生活環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、不良な状態の判断及びその解消について、区長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第 1 3 条 審議会は、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 1 3 人以内をもって組織する。

(審議会の会長の選任及び権限)

第 1 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営)

第 1 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第 1 6 条 審議会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(準用)

第 1 7 条 第 2 条第 3 号に定める不良な状態に当たらない場合であっても、土地又は建築物の周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、区長が別に定めるところにより第 2 条第 3 号に準じてこの条例の規定を適用する。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（あき地の管理の適正化に関する条例の廃止）

2 あき地の管理の適正化に関する条例（昭和 45 年足立区条例第 27 号）は、廃止する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区生活環境保全審議会	日額 8 , 0 0 0 円
--------------	----------------

（提案理由）

生活環境の保全に係る施策に関し、必要な事項を定める必要があるの
で、この条例案を提出いたします。